

## 不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	消防局 予防課 予防係
不 利 益 処 分 名	防火対象物点検報告の特例認定虚偽等表示除去・消印命令
根 拠 法 令	消防法
根 拠 条 項	第8条の2の3第8項において準用する第8条の2の2第4項
連 絡 先	(電話 656 - 1193 )
処 分 基 準	<p>消防法第8条の2の2第3項及び第4項の規定は、前項の表示について準用する。</p> <p>消防法第8条の2の2第4項 消防長又は消防署長は、防火対象物で消防法第8条の2の2第2項の規定によらないで同項の表示が付されているもの又は同項の表示と紛らわしい表示が付されているものについて、当該防火対象物の関係者で権原を有する者に対し、当該表示を除去し、又はこれに消印を付すべきことを命ずることができる。</p> <p>「徳島市火災予防違反処理規程（平成15年12月26日施行）」第17条及び別表第1の基準による。</p>
	参 考 事 項
	設 定 等 年 月 日